

議案第38号関係資料

児童福祉等事業の取扱いについて

平成 16 年 1 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(32) 児童福祉等事業

福祉専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
1 子育て支援計画(エンゼルプラン)	「秋田市エンゼルプラン」は、子育て・子育て支援として、平成17年度まで市が取り組むべき施策と整備目標を示し、平成8年9月に策定した。またプラン策定から5年を経過した平成13年3月に改訂版を策定した。	平成15年3月策定の「健康かわべ21計画」の中に包含されている。	雄和町では、少子化の背景にあるいろいろな対策として、子育ての支援、教育の充実、結婚の促進などの総合的な施策を推進し、町民、行政や、各関係機関一体となりながら、次代を担う子どもたちが育つ土台づくりとなる「子どもプラン」を平成12年3月に策定した。	・次世代育成支援対策推進法により、16年度中に市町村行動計画策定が義務づけられたことに伴い、連絡調整が必要である。 ・15年度二一ズ調査においても、1市2町の調査項目すりあわせが必要である。	合併時に秋田市の制度(プラン)に統一する。
2 出産祝金	未実施	未実施	【概要】 生まれた子どもは雄和町の繁栄を担う大切な子どもであることから、子宝賞として出生した子どもに支給するものである。 【子宝賞】 出生者全員 記念品(アルバム) 第3子 100,000円 第4子 150,000円	雄和町の単独事業であるため、調整が必要	合併時に事業を廃止する。なお、次世代育成支援行動計画の策定にあたり、当該事業に代わる子育て支援施策の検討を行う。
3 子育て支援事業	子育てに関する総合相談や遊びの指導など、子育て支援を行う仕組みの整備を進める。また、拠点センターに(仮称)子育て交流室を設置し、各種相談機能を充実させるとともに、地域における子育て・子育ての支援を行っている。	【事業目的】 親子が安心して遊べる場を確保し、おもちゃを通して親と子が触れ合ったり、親同士が悩みや不安を共有したり交流できる機会を作る。 【名称】 なかよし広場、なかよしフェスティバル	【事業目的と概要】 地域子育て支援事業の一つとして、地域とのつながりを保ち、保育所の環境を利用して親子で遊んだり、保護者間の交流、子育てに関する悩みや相談などを行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
4 ファミリー・サポート・センター運営事業	センターに登録した利用会員の子供を協力会員が預かる事業を実施する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
5 地域子育て支援ネットワーク推進事業	子育て中の家庭が、孤立感・不安感を解消できる場として児童館を開放するとともに、地域内の子育て支援者や保育所・幼稚園等の連絡会議を開催する。 (平成16年度から廃止し、地域の自主運営に移行する予定)	未実施	未実施	秋田市のみ実施	事業廃止
6 ママヘルプサービス事業(産じょく期ヘルプ-派遣事業)	看護師、保育士等の養育者を出産後間もない母親の自宅に派遣し、家事や育児協力を行う。 (平成16年度廃止予定)	未実施	未実施	秋田市のみ実施	事業廃止
7 児童扶養手当	【目的】経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される世帯に児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。	【目的】経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される世帯に児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。	【目的】経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される世帯に児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。		合併時に秋田市の制度に統一する。
8 児童育成援助事業	【目的】児童を父母以外の者が養育する場合は、祖父母等の高齢者が多く、その生活基盤も脆弱であることから、養育者に対し児童育成援助費を支給して、かかる児童の健全な育成と当該養育者家庭の安定を図る。 【内容】父母のない(監護しない)児童の養育者が60歳以上であり、児童扶養手当額を下回る公的年金(老齢福祉年金を除く)を受給している者	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
9 母子父子家庭保育援助費事業 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【事業目的】母子家庭および父子家庭児童等の保育施設等に要する費用を援助することにより、働く父母の経済的負担を軽減し、母子家庭および父子家庭等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】配偶者のない女子および配偶者のない男子、又は父および母に代わって児童を養育しているもので、就労等のため乳幼児を保育施設等に入所させており、前年分の所得税非課税世帯およびこれに準ずる世帯(国の定める保育料徴収基準額表の第4階層中前年分の所得税が3,000円未満までの範囲に属する世帯)であるもの</p>	<p>【事業目的】母子家庭および父子家庭児童の保育施設等に要する費用を援助することにより、働く父母の経済的負担を軽減し、母子家庭および父子家庭福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象】配偶者のない女子および配偶者のない男子であって乳幼児を保育施設等に入所させているもので、前年分の所得税非課税世帯およびこれに準ずる世帯(国の定める保育料徴収基準額表の第4階層中前年分の所得税が3,000円未満までの範囲に属する世帯)であるもの</p>	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
10 母子(寡婦)福祉資金貸付	<p>【目的】配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の支援と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため所要の資金を貸し付ける。</p> <p>【内容】 ・母子家庭の母 ・母子家庭の母が扶養する子 ・20歳以上の子を扶養している寡婦 ・父母のいない20歳未満の子供 事業開始、事業継続、就職支度、修学、技能習得、修業、医療介護、生活、住宅、転宅、特例児童扶養(母子のみ)、就学支度、結婚資金の13種類 資金ごとに、貸付限度額、貸付期間、償還期間、利子等の条件が異なる。</p>	<p>【目的】配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の支援と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため所要の資金を貸し付ける。</p> <p>【内容】 ・母子家庭の母 ・20歳以上の子を扶養している寡婦 ・父母のいない20歳未満の子供 事業開始、事業継続、就職支度、修学、技能取得、修業、療養、生活、住宅、転宅、児童扶養(母子のみ)、修学支度、結婚資金の13種類(寡婦は12種類) 資金ごとに、貸付限度額、貸付期間、償還期間、利子等の条件が異なる。</p>	<p>【目的】配偶者のいない女子で現に児童を扶養している者に対し、経済的自立の支援と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため所要の資金を県が貸し付け、その經由業務を実施する。</p> <p>【内容】 ・母子家庭の母 ・20歳以上の子を扶養している寡婦 ・父母のいない20歳未満の子ども</p> <p>【貸付内容】 ・就職支度、事業開始、修学、技能取得、療養、生活、住宅、修学支度、結婚資金など13種類</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
11 母子家庭および寡婦家庭住宅整備資金貸付事業	平成10年度に廃止し、現在は償還のみ。なお、同様の貸付が母子寡婦福祉貸付事業の中で行われている。 【目的】 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の支援と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため所要の資金を貸し付ける。 【対象者】 市内に居住し、母子家庭および寡婦家庭と認められる者で、住宅の整備を必要とし、自力で整備を行うことが困難なものとする。	【目的】 母子家庭および寡婦家庭福祉の増進を図るため、住宅整備資金の貸付を行う。 【対象者】 町内に居住し、母子家庭および寡婦家庭と認められる者で、住宅の整備を必要とし、自力で整備を行うことが困難なものとする。	【目的】 母子寡婦家庭の福祉の増進を図るため住宅整備資金の貸付を行う。 【対象者】 雄和町に居住の母子寡婦家庭	秋田市では既に廃止している事業であるため、両町との調整が必要	合併時に事業を廃止する。
12 母子寡婦福祉連合会補助 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	【目的】 会員の相互扶助につとめ、母子家庭および寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とする。 自立援助事業 子供の健全育成および相談指導等の厚生事業 【事業内容等】 母子家庭を対象とした事業 母子寡婦福祉連合会会員を対象とした事業 各種事業の参加 視察研修 その他 【財源内訳】 秋田市母子寡婦福祉連合会補助金 270,000円	【目的】 会員の相互扶助につとめ、母子家庭および寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とする。 【事業内容等】 母子家庭を対象とした事業 母子寡婦福祉連合会会員を対象とした事業 各種事業の参加 視察研修 その他 【財源内訳】 河辺町母子寡婦福祉連合会補助金 100,000円	【目的】 会員の相互扶助につとめ、母子家庭および寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とする。 【事業内容等】 母子家庭を対象とした事業 母子寡婦福祉連合会会員を対象とした事業 各種関連事業への参加 視察研修 【財源内訳】 雄和町母子寡婦福祉連合会補助金 54,000円	各種団体の統合や合併も踏まえ補助対象、補助金、補助内容の統一をはかる必要がある。	平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。
13 保育協議会補助・負担金	【目的】 秋田県社会福祉協議会、県内各種別協議会および全国(ブロック)種別協議会への負担金の納入	【負担金】 秋田県保育協議会負担金 秋田県公立保育所協議会負担金 秋田県社会福祉協議会保育部会負担金 南秋田河辺郡保育協議会負担金	【負担金】 秋田県保育協議会負担金 秋田県公立保育所協議会負担金 秋田県社会福祉協議会保育部会負担金 南秋田河辺郡保育協議会負担金	合併により負担額が変わるため、事前に関係団体と調整をはかる必要がある。	合併時に秋田市の制度に統一する。 (河辺町、雄和町は合併と同時に南秋田河辺郡保育協議会から脱退する。)

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
14 一時保育 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	【目的】 パートタイム就労や保護者の病気などにより一時的に保育を必要とする需要に対し、一時保育に取り組む私立保育所に補助し、児童の健全な育成を図る。 【内容】 一時保育を実施する施設に対し、事業を担当する保育士の配置に補助し、一時保育事業の推進を図る。	未実施	【目的】 パートタイム就労や保護者の病気等により一時的に保育を必要とする需要に対し、一時保育を実施し児童の健全な育成を図る。	実施内容について調整が必要である。	合併時に秋田市の制度に統一する。
15 延長保育 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	【目的】 保護者の就労形態の多様化に伴い、要望の多い午後6時以降の保育時間延長に取り組む。 【内容】 私立保育所 延長保育を実施する保育所に保育士賃金相当分を補助することにより、延長保育を推進する。 公立保育所 公立保育所10か所に、延長保育担当保育士を配置することにより、延長保育を実施する。	【事業目的】 保護者の就労条件や突発的な要因により、通常の保育時間を越えて児童を保育し、保護者の利便の向上を図る。 【概要】 延長保育時間 月～金 7:00～7:30 18:30～19:00 【事務手順】 保護者との面接の際に保護者の事情等を勘案し、園長の判断によりこれを行う。(突発的な要因の時も連絡等による) 【費用】 延長保育に係る費用は無料である。	【目的】 保護者の就労形態の多様化に伴い、保育時間延長に取り組む。 延長保育担当保育士を配置し、延長保育を実施	秋田市と雄和町は国、県補助事業として実施しているが、河辺町は単独事業として無料で実施しており、調整が必要である。	合併時に秋田市の制度に統一する。
16 障害児保育 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	【目的】 障害のある児童を健常児とともに統合保育することにより、障害児の生活力や社会性を養い、児童の健全な育成をはかる。 【内容】 特別児童扶養手当対象児童で集団保育が可能な児童については、障害児を受け入れるための保育士を加配。上記対象外の児童で小児療育センターなど療育機関からの診断書等を持つ児童については、市単事業として受け入れ	【目的】 集団保育が可能で日々通所できる保育に欠ける障害児の保育の処遇の向上を図るため。 【概要】 障害児の保育を担当する保育士を配置し、保育士は知識・技能の習得に努める。 障害児の保育に必要な保育材料等の充実に努める。 該当があれば障害児保育を実施	【目的】 障害のある児童を健常児と共に統合保育をすることにより、障害児の生活力や社会性を養い、健全な育成を図る。 特別児童扶養手当対象児童で集団保育が可能な児童については、公立保育所で保育士を加配し障害児の受け入れを行っている。また、特別児童扶養手当対象児童以外でも、小児療育センターなどの療育機関からの診断書等を持つ児童については受け入れている。		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
17 乳児保育 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【目的】 私立保育所において安定的に0才児の乳児保育を実施するため、乳児保育を担当する保育士を年度当初から配置することにより、乳児受け入れ体制の充実を図る。</p> <p>【内容】 乳児は、年度途中から後半にかけて入所率が高まるが、年度途中に安定的に保育士を確保することが困難であるため、年度当初から乳児担当の保育士を配置するための経費を補助する。なお、公立保育所については、15年度から国補助事業である乳児保育促進事業の対象外となっている。</p>	<p>【目的】 出産後、乳児保育をする保育所があれば安心して出産し、働くことができる保護者のニーズに応え、産休終了後から受け入れていく。</p> <p>【概要】 産休明けから入所を受け入れている。</p> <p>【事務手順】 通常の入所手続きと同じ。</p>	<p>【目的】 当町保育所において0歳児の乳幼児保育を実施し、乳児受入体制の充実を図る。</p> <p>【内容】 6ヵ月以降の乳児の受入を実施し、保護者の就労状態に対応している。</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
18 休日保育 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【目的】 就労形態の多様化により、休日に就労する保護者から要望の多い休日保育を実施する施設に対し補助する。</p> <p>【内容】 休日保育サービスを可能とするため、保育士2名分の賃金を補助する。現在、私立保育所2か所で実施</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
19 乳幼児健康支援一時預かり	<p>【目的】 病気回復期のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合等により家庭で育児を行うことが困難な児童を預かることにより、保護者の子育てと就労の両立が図られる。同時に受入児童の健全な育成が可能となる。</p> <p>【内容】 秋田赤十字乳児院に委託し実施、県補助2/3</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
20 公立保育所低年齢児受入拡大事業	<p>【目的】 2才児までの低年齢児保育需要は急増しており、私立では定員を超えて受入れているが、これ以上受入れが不可能なことから、公立でも定員を超えて受入れることにより待機児童の減少を図り、同時に受入れ児童の健全な育成を図ることを目標とする。</p> <p>【内容】 公立保育所に臨時保育士を配置し、低年齢児の受入を拡大していく。</p>	未実施	<p>【目的】 保護者の就労形態により低年齢児保育の需要が急増していることに伴い、0歳時からの受入を実施して児童の健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 0歳時からの受入を実施し、臨時保育士の配置により低年齢化に対応していく。</p> <p>【財源】 保育所運営費により対応</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
21 公立保育所産休等代替職員配置経費	<p>【目的】 公立保育所の職員が出産又は傷病のため、長期間の休暇を必要とする場合の代替職員を任用するための経費を負担することにより、職員の適正な処遇を図る。</p> <p>【内容】 国の補助事業を活用し、公立保育所の産休等の代替職員を配置する。</p>	<p>【目的】 公立保育所の職員が出産又は傷病のため、長期間の休暇を必要とする場合の代替職員を任用することにより、職員の適正な処遇を図る。</p> <p>【内容】 国の補助事業を活用し、保育所の産休等の代替職員を配置する。</p>	<p>【目的】 公立保育所の職員が出産又は傷病のため、長期間の休暇を必要とする場合の代替職員を任用するための経費を負担することにより、職員の適正な処遇を図る。</p> <p>【内容】 国の補助事業を活用し、公立保育所の産休等の代替職員を配置する。</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
22 認定保育施設助成事業 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【目的】 児童福祉法の改正により14年10月から認可外保育施設の指導監督が強化されたことを受け、従来の認可外保育施設のうち市で定めた基準を満たす施設を認定保育施設として認定し、補助金を交付する。</p> <p>【内容】 保育料負担軽減、児童健康診断経費、調理従事者の検便経費など</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
23 へき地保育所運営委託事業	<p>【目的】 山間地などの諸条件に恵まれない地域(上北手、太平、山谷、金足西、金足東、上新城)の児童を保育することにより当該児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 6地区の運営委員会に運営を委託</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
24 すこやか子育て支援事業 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【目的】 少子化対策の一環として、子育て費用の軽減を図ることにより、秋田市の子育て環境を向上させることを目的とする。</p> <p>【内容】 認可保育所、へき地保育所、認可外保育施設に入所している第3子以降の児童、および平成15年4月1日以降に誕生した第1子0歳児の保育料を免除(補助)することにより、子育て費用の軽減を図る。</p>	<p>【目的】 少子化対策の一環として、子育て費用の軽減を図ることにより、子育て環境を向上させることを目的とする。</p> <p>【内容】 条例に定める保育所に入所する子供が第3子以降および第1子0歳児の場合、保育料を免除し、子育て費用の軽減を図る。</p>	<p>【目的】 少子化対策の一環として、子育て費用の軽減を図ることにより、子育て環境を向上させることを目的とする。</p> <p>【内容】 条例に定める保育所に入所する子供が第3子以降および第1子0歳児の場合、保育料を免除し、子育て費用の軽減を図る。</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
25 保育所・保育園の管理 運営	<p>【保育所数】 公立10ヶ所、私立28ヶ所 公立定員 820名 私立定員 2,370名</p> <p>【保育時間】 公立：7:15～18:15 私立：7:00～18:00</p> <p>【支出負担】 平成15年度予算より 児童保護措置費・保育所運営費 公立 739,305千円 私立 2,780,856千円</p> <p>【財源内訳】 国庫負担分 1,064,144千円 30.2% 県支出金 164,385千円 4.7% 保育料 838,041千円 23.8% 一般財源 1,453,591千円 41.3%</p> <p>【電算システム】 入所児童状況管理、保育料収納</p> <p>【入所手順】 ・入所申込書提出(毎年11月に次年度分受付開始、他随時) ・添付書類 就労証明、源泉徴収票写 ・審査により優先度の高い者から入所</p>	<p>【保育所数】 公立3ヶ所 岩見三内保育園 定員 90名 中央保育園 定員 120名 戸島保育園 定員 90名</p> <p>【保育時間】 平日 7:30～18:30 延長7:00～7:30、18:30～19:00 土曜 原則休日、希望者のみ保育7:30～18:30</p> <p>【支出負担】 平成15年度予算より 運営費総額 248,771千円 内訳 保育料 22,457千円 9.02% 国補助 41,413千円 16.65% 県補助 27,221千円 10.95% 町負担 157,680千円 63.38%</p> <p>【電算システム】(平成13年4月導入) 主な利用...児童管理全般、保育料収納、支弁台帳作成</p> <p>【入所手順】 保護者...入所申込書(就労証明等必要)を提出し、保育所で面接する。</p>	<p>【保育所数】 認可保育所 3施設 定員215人 すべて公立保育所 定員 川添保育所 110人 中央保育所 60人 新波保育所 45人</p> <p>【支出負担】 平成15年度予算より 児童保護措置費・保育所運営費 148,419千円</p> <p>【財源内訳】 国庫負担分 24,260千円 16.3% 県支出金 18,342千円 12.3% その他 20,094千円 13.5% 一般財源 85,723千円 57.8%</p> <p>【電算システム】 保育料収納</p> <p>【入所手順】 ・入所申込書提出(毎年1月に次年度分受付開始、他随時) ・添付書類 就労証明、源泉徴収票写 ・審査により優先度の高い者から入所</p>	合併時に秋田市の制度に統一する。	

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
26 保育料 (再掲：議案第32号使用料、手数料の取扱いに関する件で協議済み)	<p>国徴収基準にそって、25階層にわたる市独自の保育料徴収基準を設定。15年4月1日改定</p> <p>例：3歳未満児月額(円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1階層(生活保護世帯) 0 ・第2階層(市町村民税非課税世帯) 5,950 ・第3階層(市町村民税課税世帯) 13,850～17,320 ・第4階層(所得税64,000未満) 18,000～27,750 ・第5階層(所得税64,000以上160,000未満) 27,820～38,720 ・第6階層(所得税160,000以上408,000未満) 39,040～46,970 ・第7階層(所得税408,000以上) 47,200～52,000 	<p>国徴収基準にそって、7階層にわたる町保育料徴収基準を設定</p> <p>例：3歳未満児月額(円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1階層(生活保護世帯) 0 ・第2階層(市町村民税非課税世帯) 0 ・第3階層(市町村民税課税世帯) 6,200 ・第4階層(所得税64,000未満) 10,000 ・第5階層(所得税64,000以上160,000未満) 17,500 ・第6階層(所得税160,000以上408,000未満) 18,200 ・第7階層(所得税408,000以上) 19,100 	<p>国徴収基準にそって、7階層にわたる町保育料徴収基準を設定(13年3月19日改定)</p> <p>例：3歳未満児月額(円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1階層(生活保護世帯) 0 ・第2階層(市町村民税非課税世帯) 3,000 ・第3階層(市町村民税課税世帯) 7,800 ・第4階層(所得税40,000円未満) 11,600 ・第5階層(所得税40,000以上140,000未満) 17,800 ・第6階層(所得税140,000以上370,000未満) 18,800 ・第7階層(所得税370,000以上) 18,800 	<p>市町によって保育料階層の設定が異なるため、調整が必要である。</p>	<p>・河辺町、雄和町に住所を有し、それぞれの町の保育所に入所する世帯の保育料については、激変緩和措置として段階的に秋田市の基準に近づけていく。</p> <p>・合併年度は保育料の変更は行わず、平成17年度から均等の割合で調整を行い、平成20年度に秋田市の基準とする。</p> <p>・調整方法は、同階層、同年齢における秋田市保育料と河辺町、雄和町それぞれの町の保育料との差額について、17年度から毎年25%ずつ、両町の保育料に加算し、平成20年度に秋田市の基準とする。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
27 保育所地域活動	<p>【目的】 地域に開かれた児童福祉施設として、保育所のもつ専門的機能を地域住民のために活用し、地域に開かれた保育所を目指す。</p> <p>【内容】 地域の老人福祉施設との交流、郷土文化伝承活動、地域の子育て家庭への育児講座、地域における異年齢児との交流など (平成16年度から補助事業を廃止し、日常保育業務に取り込んで実施する予定)</p>	<p>【事業目的】 地域の児童との交流や、高齢者を含め園児の祖父母との交流を行い、保育所としての福祉活動推進を図る。</p> <p>【概要】 世代間交流事業として各年齢別に行う諸行事に招待等を通じて交流を図る。</p> <p>【事業内容】 老人クラブとの交流、老人福祉施設訪問、祖父母交流、園行事への招待(夕涼み会・運動会等)</p>	未実施		合併時に事業を廃止する。(補助事業は廃止するが、日常保育業務に取り込んで実施する。)
28 保育所給食	<p>【目的】 入所児童の健全な発育および健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、楽しいという情緒的機能や食事を大切にする考え方を教える等の教育的機能などの役割を持たす。</p> <p>【概要】 献立作成は各保育所の栄養士が作成し、保育所で調理 3歳未満児：完全給食 3歳児～5歳児：公立は主食持参。私立では5ヶ所で主食持参、23ヶ所で完全給食を実施</p> <p>【人員】 市内38の認可保育所で、入所児童数に応じた職員配置を行っている。</p> <p>【負担割合】 3歳以上児の完全給食実施施設は、主食代を保護者が負担</p>	<p>【目的】 入所児童の健全な発育および健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、楽しいという情緒的機能や食事を大切にする考え方を教える等の教育的機能などの役割を持たす。</p> <p>【概要】 献立作成は3園の調理員が交替で行い、保育所で調理 米飯も保育所で調理し、0～2歳児は完全給食を実施している。 3～5歳児の主食は家庭から準備してもらっている。</p> <p>【人員】 各保育園とも常勤2名(子供の人数や離乳食により応援体制をとる。)</p> <p>【負担割合】 給食に関する負担は町が行っている。</p>	<p>【目的】 入所児童の健全な発育および健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい・楽しいという情緒的機能や食事を大切にする考え方を教える等の教育的機能などの役割を持たす。</p> <p>【概要】 献立作成は3保育所分を、栄養士が作成し、各保育所で調理 3歳未満児は完全給食、3歳以上児は副食のみ</p> <p>【調理業務の委託】 調理業務は、雄和町振興公社と業務委託契約により実施 (人的派遣)</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。(雄和町については、調理業務の委託を継続する。)

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
29 保育料の減免	<p>【2人以上同時入所の場合】 国徴収金基準額表の第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、第2階層から第4階層までの場合は最も低い児童が全額徴収となるが、次に低額の児童が1/2、その他は1/10に減額される。第5階層から第7階層は最も高い児童が全額徴収となるが、次に高額な児童が1/2、その他の児童は1/10に減額される。</p> <p>【月途中入退所の場合】 (月途中入所児童の場合) 基準額×その月の月途中入所日から開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日 (月途中退所児童の場合) 基準額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日 (注)10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>失業、事業不振による所得減少、疾病、災害など保育料減免取扱要綱基準に該当する納付困難な理由がある場合は、申請により保育料の全部又は一部を免除する。</p>	<p>【2人以上同時入所の場合】 国徴収金基準額表の第3階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、第3階層から第4階層までの場合は最も低い児童が全額徴収となるが、次に低額の児童が1/2、その他は1/10に減額される。第5階層から第7階層は最も高い児童が全額徴収となるが、次に高額な児童が1/2、その他の児童は1/10に減額される。</p> <p>【月途中入退所の場合】 入所日からの(退所日の前日までの)開所日数/その月の開所日数×徴収基準額(10円未満切捨て) ただし、開所日数が25日を超える場合は25日とする。</p> <p>災害、疾病、その他特別の理由により町長が必要と認めたときは、保育料の全部又は一部を免除する。</p>	<p>【2人以上同時入所の場合】 徴収金基準額表の第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、第2階層から第4階層までの場合は最も低い児童が全額徴収となるが、次に低額の児童が1/2、その他は1/10に減額される。第5階層から第7階層は最も高い児童が全額徴収となるが、次に高額な児童が1/2、その他の児童は1/10に減額される。</p> <p>【月途中入退所の場合】 (月途中入所児童の場合) 基準額×その月の月途中入所日から開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日 (月途中退所児童の場合) 基準額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日 (10円未満の端数は切り捨てる。)</p> <p>失業、事業不振による所得減少、疾病、災害など保育料減免基準に該当する納付困難な理由がある場合は、申請により保育料の全部又は一部を免除する。</p>	減免基準についての調整が必要である。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
30 保育所入・退所事務	<p>【概要】 保育所の入所申請には、年度当初と随時の2通りがあり、保護者の家庭の状況により、年度を通じ、随時入・退所を受付している。</p> <p>申請時期 年度当初については毎年11月中旬から下旬にかけて、年度途中は随時行っている。</p> <p>申込方法 市役所児童家庭課又は保育所に備え付けの「保育所入所申込書(兼台帳)」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、当課窓口または保育所に提出する。</p> <p>入所について 提出された書類を審査し、保護者に対して「保育所承諾書」又は「保育所入所申請について(通知)」を送付する。保育の実施が決定した児童については、「保育所入所申請書(兼台帳)」の記載事項等について明確に管理する。</p> <p>退所について 保育所を退所する場合は「退所届」に必要事項を記入のうえ、当課窓口または保育所へ提出する。</p> <p>【広域入所】 保護者の勤務等により、居住地以外の入所の需要に対応するため協議の成立した市町村との間で受入を行なう。広域入所を希望する保護者は、居住地の市町村に入所の申込を行なう。入所を希望する市町村との広域入所についての協議、委託契約をする。保育料については居住する市町村の徴収基準額に基づき、徴収する。運営費については、実施市町村が受入市町村に保育単価分を納入する。</p>	<p>【概要】 保育所の入所は、年度当初の入所と随時の入所の2通りがあり、保護者の家庭の状況により、随時入・退所を受付けている。</p> <p>入所申込時期 年度当初については毎年1月初旬から中旬にかけて、途中入所は随時</p> <p>申込方法 役場福祉保健課又は保育園に備え付けの保育所入所申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、役場福祉保健課または保育園に提出する。</p> <p>入所承諾 提出された書類を審査し、保護者に対して「保育園入所承諾書」又は「保育園入所不承諾書」を送付する。保育の実施を決定した児童ごとに「保育児童台帳」を作成し、記載事項等について明確に管理する。</p> <p>退所について 保育所を退所する場合は「退所届」に必要事項を記入のうえ、役場福祉保健課または保育園へ提出する。</p> <p>【広域入所】 保護者の勤務等により、居住地以外の入所の需要に対応するため協議の成立した市町村との間で受入を行なう。広域入所を希望する保護者は、居住地の市町村に入所の申込を行なう。入所を希望する市町村との広域入所についての協議、委託契約をする。保育料については居住する市町村の徴収基準額に基づき、徴収する。運営費については、実施市町村が受入市町村に保育単価分を納入する。</p>	<p>【概要】 入所申請は、年度当初と随時の2通りで申請を受け付ける。(家庭の状況により、随時入・退所を受け付け)</p> <p>申請時期 年度当初 毎年1月中旬～下旬 年度途中 随時</p> <p>申請方法 保育所入所申込書に、必要事項を記入して提出 (申込書および提出先は、保育所又は役場福祉保健課へ)</p> <p>入所決定等 提出された申込書を審査後、保護者に対し入所の諾否を通知する。</p> <p>退所 退所したい場合は、退所届に必要事項記入のうえ、保育所又は役場福祉保健課に提出する。</p> <p>【広域入所】 保護者の勤務等により、居住地以外の入所希望に対処するため、広域入所協議の成立した市町村の保育所に入所 広域入所を希望する保護者は、居住地の市町村に入所申込を行う。 申込を受け、入所希望市町村と、広域入所についての協議・委託契約を締結する。 保育料については、居住する市町村の徴収基準により徴収、運営費については、受け入れ市町村に保育単価分を納入</p>	<p>入所基準の統一など、入所審査について調整をはかる必要がある。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、秋田市基準に満たない両町の児童については、短時間保育や一時保育、私的契約など実情に応じた保育サービスを提供し、受入を行う。</p>

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
31 児童虐待防止ネットワーク事業	<p>【目的】 児童虐待の防止と早期発見および、虐待を受けた児童やその保護者を援助するために、児童を取り巻く関係機関相互の連携を強化し、必要な体制を整備する。</p> <p>【内容】 ・児童虐待についての情報交換 ・虐待の発見および対応方法の検討 ・児童虐待に関する地域社会への啓発 ・その他児童虐待の防止に関すること</p>	未実施	<p>【目的】 児童虐待の予防および早期発見、早期対応を図るため、児童を取り巻く関係機関相互の連携強化と必要な整備を図る。</p> <p>【内容】 ・児童虐待防止ネットワーク会議の開催(年2回) ・児童虐待に関する学習および情報交換 ・児童虐待の相談体制の整備およびフローチャートの作成配布 ・児童を取り巻く関係者や地域社会への啓発など</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
32 母子・寡婦・父子家庭介護人派遣事業	<p>【目的】 児童の家庭生活において支障のある母子・父子家庭等に対して、介護人等を派遣し、日常生活の世話を行わせることにより、児童の健全な育成を図る。</p> <p>【内容】 一時的に介護、保育等の援助を必要とする世帯や父子世帯となって間もない世帯に、介護人を派遣し、必要な介護、保育等を行わせ、生活の安定を図る。 家事等の援助を必要とする父子家庭に、家事援助員を派遣し、家事の援助や指導を行わせることによって、当該家庭の自立を促進する。</p> <p>【実績】 14年度派遣数 5世帯</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
33 DV法に関する事務	<p>【目的】 DVに関する相談や指導等を行い、要 援護対象者の自立助長の推進を図る。</p> <p>【内容】 ・DVに関する相談および一般的な啓 発活動 ・婦人相談所への一時保護の手続き</p>	<p>【内容】 各機関(配偶者暴力相談センター、警 察、医療機関等)との連携、連絡調整 を行う。 啓発活動、ポスター等の配布などの広 報事務</p>	<p>【目的】 DV法に対応し、要保護婦女子の保護 更正に関しての必要な相談や調査指導 等を行い、要援護対象者の自立助長の 推進を図る。</p> <p>【内容】 ・婦人相談所への一時保護の手続き ・保護を要する女性の早期発見等の啓 発活動 ・秋田福祉事務所へ連絡等</p>		合併時に秋田市の制 度に統一する。